

令和8年2月12日
大阪市福祉局

大阪市緊急入院保護業務センター生活保護事務担当職員

(会計年度任用職員) 募集要項

1 募集人数

2名

2 業務内容

福祉局生活福祉部課緊急入院保護担当課長の指揮を受け、生活保護等大阪市緊急入院保護業務センター業務を補助する。

3 応募資格

次の(1)、(2)の受験資格をどちらも満たす者がこの試験を受けることができます。

(1) 次の資格を満たす者

・社会福祉法第19条に基づく社会福祉主事等の資格を有するなど、社会福祉に強い関心と熱意を有する者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(最長2回まで)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

9時から15時45分まで（休憩45分）

週5日（30時間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
及び年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 勤務場所

大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル3階
大阪市緊急入院保護業務センター

(4) 報酬等（1年目）

報酬（月額）※1	176,436円～196,620円
期末勤勉手当※2 （6月、12月に支給）	595,907円～914,283円（6月、12月の合計額）

※1 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※2 期末勤勉手当は、1年目は勤務月数に基づき支給しますが、再度の任用がされた場合、2年目以降は4.65月分となります。

- ・上記の他に通勤手当等が支給されます。
- ・上記報酬等は、令和8年2月時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年5月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇（※1） ・短期介護休暇（※1） ・ドナー休暇 （※1） 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

共済組合（大阪市職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

(7) その他

- ・受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。兼業する場合は、手続きが必要となります。

6 選考方法

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

- (1) 筆記（論文）試験

日時：令和8年3月16日（月）（予定）9時30分開始（9時15分集合）

場所：大阪市緊急入院保護業務センター 会議室

- (2) 口述（面接）試験

上記（1）の筆記（論文）試験と同じ日に実施する予定です。

※詳細については、申込者あて送付する受験案内に記載します。

8 申込方法等

- (1) 申込書類

書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	採用申込書（本市所定様式） ※ 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※ 所定の様式は、大阪市ホームページからダウンロードできます。。	1通
2	申し立て書（本市所定様式） ※所定の様式は、大阪市ホームページからダウンロードできます。	1通
3	「受験案内」送付用の定型封筒（長型3号） ※ 必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。	1通

- (2) 申込方法

上記（1）の書類等を持参または郵便等で送付してください。「会計年度任用職員（事務職員）採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、送付する場合は簡易書留や特定記録等の配達の確認が可能な方法により送付してください。送付された場合に発生した事故については、大阪市は責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。

・持参する場合

ア 申込期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月5日（木）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

9時から17時30分まで（12時15分～13時は休憩）

イ 受付場所

〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 大阪市阿波座センタービル3階
大阪市緊急入院保護業務センター

・郵便等で送付する場合

ア 申込期間

令和8年3月5日（木）まで（当日必着）

イ 申込書送付先

〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 大阪市阿波座センタービル3階
大阪市緊急入院保護業務センター

(3) 受験案内の送付

試験の時間、会場等の詳細を記載した受験案内を、令和8年3月6日（金）までに郵便にて申込者本人あてに送付します。

なお、令和8年3月11日（水）までに受験案内が届かない場合は、大阪市緊急入院保護業務センター（電話：06-6543-7211）へ連絡してください。

9 合格者の決定について

(1) 合格者の決定は、筆記（論文）試験、口述（面接）試験を総合的に判定し、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

(2) 結果は、合否に関わらず、本人に文書で通知します。（任用結果決定後発送予定）
なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。

(3) 合格者は、成績順に採用者候補者名簿に登載され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。

(4) 採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度採用予定者とします。

なお、採用候補者名簿の登載期間は令和9年3月31日までです。

(5) 採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和8年5月1日以降になる場合や、採用されない場合があります。

(6) 合格後、若しくは「採用候補者名簿」に登載後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登載を取り消すことがあります。

10 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

11 問合せ先

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（緊急入院保護グループ）

〒550-0012 大阪市西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 3階

大阪市緊急入院保護業務センター

電話：06-6543-7211 ファックス：06-6543-7188

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

【地方公務員法】（抄）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むこと